

事務補助員（委嘱員）の募集について

在ブリスベン日本国総領事館では、事務補助員（委嘱員）を1名募集しています。
応募資格等は以下の通りです。

1. 応募資格

オーストラリアにおいて就労可能な査証を有している日本国籍をお持ちの方

2. 主な委嘱業務内容

- (1) 在留邦人実態調査に係わる事務全般
- (2) 在留届に係わる事務全般

3. 委嘱期間

令和2年2月3日（月）から同年3月17日（月）までの間の30日間
（勤務日は別途指定。土・日、2月11日（建国記念日）及び
2月24日（天皇誕生日振替休日の当館休館日は非勤務日。）

4. 勤務時間

1日7時間（9：00～12：30，13：30～17：00）

5. 委嘱料（TAX，社会保障費込み。交通費の支給はありません。）

1日あたり175豪ドル×30日＝5,250豪ドル

6. 応募方法

ご関心のある方は、1月24日（金）までに募集用紙を下記宛先まで提出下さい。
（当館まで持参されても結構です）

【宛先】在ブリスベン総領事館 領事班

メールアドレス：consular@bb.mofa.go.jp

（了）

